

資料 3

先天性および若年性の視覚聴覚二重障害の原因となる難病の診療マニュアル

委員長
松永 達雄 (国立病院機構東京医療センター臨床研究センター聴覚・平衡覚研究部)
委員 (五十音順)
有木 次寧子 (千葉県こども病院耳鼻咽喉科)
樋木 千江子 (国立病院機構東京医療センター耳鼻咽喉科)
加茂 喜季 (国立病院機構東京医療センター臨床研究センター)
木下 彩子 (大阪市立総合医療センター耳鼻咽喉科)
後藤 美和子 (福岡市立こども病院耳鼻咽喉科)
吉藤 麻美子 (千葉県こども病院耳鼻咽喉科)
高木 明 (静岡県立総合病院耳鼻咽喉科)
高野 賢一 (札幌医科大学耳鼻咽喉科)
高橋 信行 (全国盲ろう者団体連絡協議会)
田中 真由美 (C.H.A.R.G.E.会員)
土屋 茜々 (九州大学医学部耳鼻咽喉科)
角田 和哉 (国立病院機構東京医療センター臨床研究センター視覚研究部)
仰野 敦子 (千葉県こども病院耳鼻咽喉科)
仁科 幸子 (国立成育医療研究センター耳鼻咽喉科)
廣田裕子 (筑波大学人間社会科学研究科)
藤波 芳 (国立病院機構東京医療センター臨床研究センター視覚研究部視覚生理学研究室)
星 祐子 (国立特待支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム推進センター)
前田 晃秀 (東京都立ろう者支援センター)
森 貞子 (盲ろうの子とその家族の会ふうわ)
森 秀夫 (大阪市立総合医療センター耳鼻咽喉科)
守木 省子 (国立成育医療研究センター耳鼻咽喉科)
山澤 一樹 (国立病院機構東京医療センター小児科・臨床遺伝センター)
横山 遼 (大阪市立総合医療センター小児科)

先天性および若年性の視覚聴覚二重障害の原因となる難病の診療マニュアル
編集委員会 編

はじめに

視覚聴覚二重障害者は、「見る」と「聞く」の両方に障害のある状態で、「盲ろう」としても知られています。本著者を持つ、情報入力、コミュニケーション、移動などが極めて困難となります。特に先天性や若年性に発症した視覚・聴覚では、教育、就労、生活に大きな問題が発生します。現在、視覚と聴覚のどちらか単独の障害に対する医療は、かなり進んでいます。しかし、視覚聴覚二重障害の患者は少なく、全国に点々と存在しており、原因も多様であるため、その医療はこれまで確立していませんでした。このため、平成29年度より厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患等研究事業）「先天性および若年性の視覚聴覚二重障害者に対する一連的診療体制に関する研究」が採択されて、本著者の原因となる難病に対する診療への取り組みが開始されました。今回、その成果の一端として「先天性および若年性の視覚聴覚二重障害の原因となる難病の診療マニュアル」の一部をオンラインで公開します。本内容は、本著者を持つ児童・患者、そのご家族と医療者に、一刻も早く必要な情報を届けるために準備したものであり、今後も随時、内容の追加・更新を継続します。執筆は、先天性および若年性の視覚聴覚二重障害の医療に経験豊富な医師、医療関係者と、患者会・家族の会、支援団体、教育機関からの多くの協力を得て進められました。ご多忙の中を多大な貢献をして頂いた協力者に心より感謝いたします。

2018年10月

厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患等研究事業）（難治性疾患等研究事業）

「先天性および若年性の視覚聴覚二重障害者に対する一連的診療体制に関する研究」

研究代表者

松永達雄

目次

I章 概要	1
定義	1
疫学	5
療育	9
医療・教育の社会制度	15
福祉・生活支援	16
教育機関との連携	26
患者会（小児）	32
患者会（全般）	35
II章 基本的診療	42
眼科問診	42
耳鼻咽喉科問診	46
認知身体所見	53
耳鼻咽喉科身体所見	56
眼科検査	61
耳鼻咽喉科検査	66
眼底撮影・リハビリテーション	71
耳鼻咽喉科治療	78
III章 特記すべき診療・療育・支援	85
視覚聴覚二重障害となる可能性のある主な疾患	85
視覚異常との早期発見と眼科学的検査	101
視覚障害の臨床診断の伝え方	107
聴覚障害の臨床診断の伝え方	112
視覚障害の遺伝学的診断の伝え方	117
聴覚障害の遺伝学的診断の伝え方	118
小児科疾患の遺伝学的診断の伝え方	121
神経髄膜と人工内耳	124
小児人工耳	126
成人人工耳とリハビリテーション	131
新しい治療法	135
生命に関わる医療と感覚器医療	138
視覚聴覚二重障害者を有する患者の診療体制の現状と課題	141
盲ろうの子どもたちに関わる時に大切にしたいこと	147
視覚聴覚二重障害におけるコミュニケーション法と支援について	150

<table border="0"> <tr><td>視覚障害の重症度（良聴耳平均聴力レベル（500Hz, 1000Hz, 2000Hz, 4000Hz）</td><td></td></tr> <tr><td>軽度</td><td>25dB以上 40dB未満</td></tr> <tr><td></td><td>小さな声や騒音下での会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚します。</td></tr> <tr><td></td><td>新生児～幼児では見逃されていることもあります。</td></tr> <tr><td></td><td>補聴器なしでも普通学校・仕事にあまり問題ないことが多いです。</td></tr> <tr><td></td><td>会話や授業の聞き取り改善や、乳児幼児の正しい構音獲得のために補聴器が有用となる場合があります。</td></tr> <tr><td>中等度</td><td>良聴耳 40dB以上 70dB未満</td></tr> <tr><td></td><td>普段の大きい声の声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚します。</td></tr> <tr><td></td><td>補聴器の良い適応で、補聴器装用で普通学校・一般の仕事が可能なことが多いです。</td></tr> <tr><td>高度</td><td>良聴耳 70dB以上 90dB未満</td></tr> <tr><td></td><td>身体障害者障害程度等級表における聴覚障害の6級、4級に相当します。</td></tr> <tr><td></td><td>非常に大きい声か補聴器を用いないと会話を聞こえません。しかし、聞こえても聞き取りには限界があります。</td></tr> <tr><td></td><td>補聴器でも学習・一般的な仕事に困難を感じます。</td></tr> <tr><td></td><td>聴覚特別支援学校・難聴学級との連携が必要となります。</td></tr> <tr><td></td><td>人工内耳の使用が考慮される場合があります。</td></tr> <tr><td>重度</td><td>良聴耳 90dB以上</td></tr> <tr><td></td><td>身体障害者障害程度等級表における聴覚障害 3級、2級に相当します。</td></tr> <tr><td></td><td>補聴器がないと大部の音が聞こえない</td></tr> <tr><td></td><td>補聴器をつけても会話を聞き取れないことが多い</td></tr> <tr><td></td><td>聴覚特別支援学校へ進む場合がある</td></tr> <tr><td></td><td>人工内耳の使用が考慮される</td></tr> </table> <p>視覚障害の重症度（小児）</p> <p>小児では視機能の発育過程である為、発育段階により評価が異なります。また、視力・視野・両眼視機能・視覚障害を認める生活の困難さや医学・福祉における支援の必要性を総合的に評価し、視覚障害の程度を判定する必要があります。</p> <p>参考として6～8歳を検定した基準を示します。</p> <p>軽度　　罹患眼が片眼で、罹患眼の矯正視力が0.3未満</p>	視覚障害の重症度（良聴耳平均聴力レベル（500Hz, 1000Hz, 2000Hz, 4000Hz）		軽度	25dB以上 40dB未満		小さな声や騒音下での会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚します。		新生児～幼児では見逃されていることもあります。		補聴器なしでも普通学校・仕事にあまり問題ないことが多いです。		会話や授業の聞き取り改善や、乳児幼児の正しい構音獲得のために補聴器が有用となる場合があります。	中等度	良聴耳 40dB以上 70dB未満		普段の大きい声の声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚します。		補聴器の良い適応で、補聴器装用で普通学校・一般の仕事が可能なことが多いです。	高度	良聴耳 70dB以上 90dB未満		身体障害者障害程度等級表における聴覚障害の6級、4級に相当します。		非常に大きい声か補聴器を用いないと会話を聞こえません。しかし、聞こえても聞き取りには限界があります。		補聴器でも学習・一般的な仕事に困難を感じます。		聴覚特別支援学校・難聴学級との連携が必要となります。		人工内耳の使用が考慮される場合があります。	重度	良聴耳 90dB以上		身体障害者障害程度等級表における聴覚障害 3級、2級に相当します。		補聴器がないと大部の音が聞こえない		補聴器をつけても会話を聞き取れないことが多い		聴覚特別支援学校へ進む場合がある		人工内耳の使用が考慮される	<p style="text-align: center;">1</p> <p>両眼視機能（立体視）を視野に、ある程度の障害を生じます。 片眼が良好なため、普通学校での学習にあまり影響しません。 微細な運動機能に影響ができます。</p> <p>中等度　罹患眼が両眼で、良好な方の眼の矯正視力0.3以上 小さな文字や多くの文字の読み取りがしばしば困難である（参考：小児はしばしば自発症状を訴えないでの注意が必要）。 ロービジョンケア・サポートにより普通学校での学習が可能な場合が多いです。</p> <p>高度　　罹患眼が両眼で、良好な方の眼の矯正視力0.1以上、0.3未満 一般的の文字の読み書きが困難なため、ロービジョンケア・サポートが必要です。 独自で移動や運動が困難なため、ロービジョンケア・サポートが必要です。 ロービジョンケア・サポートを利用して普通学校での学習に困難を伴います。 視覚特別支援学校・弱視学級と連携が必要です。</p> <p>重度　　罹患眼が両眼で、良好な方の眼の矯正視力0.1未満 ロービジョンケア・サポートを利用してでも読み書きが困難な場合があります。 ロービジョンケア・サポートを利用して独自で移動や運動が困難です。 ロービジョンケア・サポートを利用して普通学校での学習に強い困難を伴います。 視覚特別支援学校へ進む場合がしばしばあります。</p> <p>*視野狭窄（中の1段の残存視野がゴールドマンⅠ/4視野で20度以内）を作り場合には1段階上の重症度となります。</p> <p>視覚障害の重症度（成人）</p> <p>軽度　　中等度より軽い障害 読字、独立歩行、仕事にあまり影響しないです。</p> <p>中等度　罹患眼が両眼で、良好な方の眼の矯正視力0.3以上 ロービジョンケア・サポートが無いと、一般的な大きさの字の読み字に困難を感じます。 ロービジョンケア・サポートにより、一般的な仕事が可能なことが多いです。</p>
視覚障害の重症度（良聴耳平均聴力レベル（500Hz, 1000Hz, 2000Hz, 4000Hz）																																											
軽度	25dB以上 40dB未満																																										
	小さな声や騒音下での会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚します。																																										
	新生児～幼児では見逃されていることもあります。																																										
	補聴器なしでも普通学校・仕事にあまり問題ないことが多いです。																																										
	会話や授業の聞き取り改善や、乳児幼児の正しい構音獲得のために補聴器が有用となる場合があります。																																										
中等度	良聴耳 40dB以上 70dB未満																																										
	普段の大きい声の声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚します。																																										
	補聴器の良い適応で、補聴器装用で普通学校・一般の仕事が可能なことが多いです。																																										
高度	良聴耳 70dB以上 90dB未満																																										
	身体障害者障害程度等級表における聴覚障害の6級、4級に相当します。																																										
	非常に大きい声か補聴器を用いないと会話を聞こえません。しかし、聞こえても聞き取りには限界があります。																																										
	補聴器でも学習・一般的な仕事に困難を感じます。																																										
	聴覚特別支援学校・難聴学級との連携が必要となります。																																										
	人工内耳の使用が考慮される場合があります。																																										
重度	良聴耳 90dB以上																																										
	身体障害者障害程度等級表における聴覚障害 3級、2級に相当します。																																										
	補聴器がないと大部の音が聞こえない																																										
	補聴器をつけても会話を聞き取れないことが多い																																										
	聴覚特別支援学校へ進む場合がある																																										
	人工内耳の使用が考慮される																																										

<p>高度　　福音が両耳で、良好な方の耳の聽取能力が0.1以上、0.3未満 　　ロービジョンケア・サポートを利用しても、完全に困難と自覚する事があります。 　　ロービジョンケア・サポートにより、独自行動可能な困難と自覚します。 　　ロービジョンケア・サポートを利用しても複数が困難な場合があります。 　　ロービジョンケア・サポートを利用しても複数で歩行や運動が困難です。 　　他の仕事も難しく行なうことが困難である 中規則検査（中心の歩行距離がゴールデン1/4規則や20歩以内）を作ら場合には1段階上の重複となります。</p> <p>それ以外の複数検査の変更区分</p> <p>世界保健機関（WHO）</p> <p>　　言・聴力0.05未満 　　ロービジョン0.05以上0.3未満</p> <p>双側失聴</p> <p>　　言・0.02未満 　　聴音・0.02以上0.04未満 　　聴音・0.04以上0.03未満</p> <p>部分失聴兼手当</p> <p>　　障害認定手当の検査結果判定基準</p> <p>　　発達度・0.02以下 　　聴度・0.04以下 　　中等度・0.06以上0.08以下</p>	<p>健 學</p> <p>健聴統計</p> <p>健聴・健児—虐待者 (Child of disability) は、100,000人に2~3人 (ろう者の約1.2%) の割合といわれています (the Callanett Research Institute, 2012-2012; the Colorado Department of Education, 2007)。我が国では、延滞未就学者が約2,000人 (厚生省 2008) と推定されていますが、米国の会場発達では、小児例は毎年、1万人程度 (0~21歳) と報告されています。ただし、組みの検査状況は多様で、前述実際には、注意深く組別状況の整理が必要です。</p> <p>健聴・健児—虐待者が生じる原因 (表1) として、米国会場発達では、遺伝性疾患が44%と半数を占め、代謝的のものとして、チャージ症候群、グラン症候群、アンシャー症候群があります。</p> <p>表1 調査結果 瑞典失聴の医学的属性 (0~21歳, N=26)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>個数</th> <th>割合 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 遺伝性疾患群および障害</td> <td>4,277</td> <td>44.4</td> </tr> <tr> <td>　　チャージ症候群</td> <td>924</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>　　グラン症候群トリソニー21歳症候群</td> <td>305</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>　　アッシャー症候群(I, II, III)</td> <td>296</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>　　スティラー症候群</td> <td>133</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>　　ダンディ・ウォーカー症候群</td> <td>111</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>　　ゴールデントラル症候群</td> <td>107</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>　　その他</td> <td>2,401</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>2) 先天性合併症</td> <td>1,379</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>　　サイトメガロウイルス (CMV)</td> <td>292</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>　　水頭症</td> <td>213</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>　　小頭症</td> <td>208</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>　　その他</td> <td>666</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>3) 出生後の非先天性合併症</td> <td>1,137</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>　　窒息</td> <td>199</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>　　重度の脳部損傷</td> <td>161</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>　　難産死</td> <td>135</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>　　その他</td> <td>642</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>4) 末熟児の合併症</td> <td>1,028</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>5) 病因不明</td> <td>1,814</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,635</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>National Center Deaf-Blindness, 2016/9/11 https://nationaldb.org/library/page/1344</p>	項目	個数	割合 %	1) 遺伝性疾患群および障害	4,277	44.4	チャージ症候群	924	9.6	グラン症候群トリソニー21歳症候群	305	3.2	アッシャー症候群(I, II, III)	296	3.1	スティラー症候群	133	1.4	ダンディ・ウォーカー症候群	111	1.2	ゴールデントラル症候群	107	1.1	その他	2,401	24.9	2) 先天性合併症	1,379	14.3	サイトメガロウイルス (CMV)	292	3.0	水頭症	213	2.2	小頭症	208	2.2	その他	666	6.9	3) 出生後の非先天性合併症	1,137	11.8	窒息	199	2.1	重度の脳部損傷	161	1.7	難産死	135	1.4	その他	642	6.7	4) 末熟児の合併症	1,028	10.7	5) 病因不明	1,814	18.8	計	9,635	100.0
項目	個数	割合 %																																																																	
1) 遺伝性疾患群および障害	4,277	44.4																																																																	
チャージ症候群	924	9.6																																																																	
グラン症候群トリソニー21歳症候群	305	3.2																																																																	
アッシャー症候群(I, II, III)	296	3.1																																																																	
スティラー症候群	133	1.4																																																																	
ダンディ・ウォーカー症候群	111	1.2																																																																	
ゴールデントラル症候群	107	1.1																																																																	
その他	2,401	24.9																																																																	
2) 先天性合併症	1,379	14.3																																																																	
サイトメガロウイルス (CMV)	292	3.0																																																																	
水頭症	213	2.2																																																																	
小頭症	208	2.2																																																																	
その他	666	6.9																																																																	
3) 出生後の非先天性合併症	1,137	11.8																																																																	
窒息	199	2.1																																																																	
重度の脳部損傷	161	1.7																																																																	
難産死	135	1.4																																																																	
その他	642	6.7																																																																	
4) 末熟児の合併症	1,028	10.7																																																																	
5) 病因不明	1,814	18.8																																																																	
計	9,635	100.0																																																																	
<p>アシヤー症候群では、特に四肢が常に拘縮を呈す形があり、施設後退に注意が必要です。原因としては、遺伝性疾患群のほか、先天性合併症や、出生後に発生の合併症、さらには未熟期の合併症が挙げられます。</p> <p>健聴・健児—虐待者のある小児の発達特徴としては、此先から2歳までの健聴者群が40%、1歳から5歳までの健聴者群中の発達順位が12%であり、5歳から11歳までの健聴者群の発達順位が22%、12歳から17歳までの健聴者群に25%が発達と推定されています。</p> <p>学年順位までに半数(45%)、思春期までの小中学生群に82%が実現していますので、教育的課題は大きいといえます。</p> <p>複数障害</p> <p>健聴・健児—虐待者は、率の検査によって生じる社会的制約の割合は大きくかけ離れていることから、複数障害 (impairment) のみならず、完全失聴 (deafness) や、肢体合併症を持つことなどとされており、複数の複数の検査評価が複数とされています。</p> <p>図1よりでは、上位の米国会場発達において最も頻な複数障害によって、小児の分布を示します。複数障害については、高聴・正常聴覚が39%で、中等度聴覚と軽度聴覚では27%になります。複数障害入院率による複数障害の対象者は多いといえます。</p> <p>複数障害についてでは、全会員が1.9%（社会見守り会員）24%と合併せると43%になります。ロービジョン（視覚）21%になります。</p> <p>健聴児—虐待者といても、全会員うち1%に過ぎず、それ以外は、いずれかの感覚が持たずとされており、コミュニケーション手段として使用する感覚の差異性について調査できます。しかししながら、健聴者24%、健聴者48%、人工耳耳10%の割合にとどまっています。現在では、小児専用言語での会話が豊富から、多耳耳聴覚の半数ほどと、他の4会員が健聴者（健聴耳と健聴耳）の会話が可能です。また、小児健聴に健聴耳の健聴耳健聴耳（健聴耳と健聴耳）の会話が可能です。半耳の健聴児の健聴耳と健聴耳、どちらの健聴耳を最初に会話できるかについて検討して、コミュニケーション性の選択と健聴耳の会話の実験になります。</p>	<p>a. 聴覚障害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害</th> <th>割合 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高聴・正常聴覚</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>中等度聴覚</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>軽度聴覚</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 聴覚障害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害</th> <th>割合 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高聴・正常聴覚</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>中等度聴覚</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>軽度聴覚</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>図1：複数障害の会員分布</p> <p>表2：併せ持つ複数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>複数障害</th> <th>会員数</th> <th>割合 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健聴児—虐待者</td> <td>2,016</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>　　健聴者と併せ持つものとされ、とくに、聴覚障害 (聴覚障害) を併せ持つ会員が65%、肢体不自由 (肢体不自由) が57%多く、つまりも過半数を占めています (表2)。さらに、40%以上A4紙面の以上の複数を併せ持つとあります。従って、複数の複数障害にかかるわらヶ子を併せ持つ会員も多く、複数障害を抱える会員における早期からの発見・改善支援が必須です。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　健聴者</td> <td>1,344</td> <td>66%</td> </tr> <tr> <td>　　肢体不自由</td> <td>1,152</td> <td>57%</td> </tr> <tr> <td>　　複数の複数障害にかかるわらヶ子</td> <td>1,152</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>　　行動異常</td> <td>56</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>　　その他</td> <td>56</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	障害	割合 %	高聴・正常聴覚	39	中等度聴覚	27	軽度聴覚	21	その他	23	障害	割合 %	高聴・正常聴覚	39	中等度聴覚	27	軽度聴覚	21	その他	23	複数障害	会員数	割合 %	健聴児—虐待者	2,016	-	健聴者と併せ持つものとされ、とくに、聴覚障害 (聴覚障害) を併せ持つ会員が65%、肢体不自由 (肢体不自由) が57%多く、つまりも過半数を占めています (表2)。さらに、40%以上A4紙面の以上の複数を併せ持つとあります。従って、複数の複数障害にかかるわらヶ子を併せ持つ会員も多く、複数障害を抱える会員における早期からの発見・改善支援が必須です。		健聴者	1,344	66%	肢体不自由	1,152	57%	複数の複数障害にかかるわらヶ子	1,152	38%	行動異常	56	9%	その他	56	3%																							
障害	割合 %																																																																		
高聴・正常聴覚	39																																																																		
中等度聴覚	27																																																																		
軽度聴覚	21																																																																		
その他	23																																																																		
障害	割合 %																																																																		
高聴・正常聴覚	39																																																																		
中等度聴覚	27																																																																		
軽度聴覚	21																																																																		
その他	23																																																																		
複数障害	会員数	割合 %																																																																	
健聴児—虐待者	2,016	-																																																																	
健聴者と併せ持つものとされ、とくに、聴覚障害 (聴覚障害) を併せ持つ会員が65%、肢体不自由 (肢体不自由) が57%多く、つまりも過半数を占めています (表2)。さらに、40%以上A4紙面の以上の複数を併せ持つとあります。従って、複数の複数障害にかかるわらヶ子を併せ持つ会員も多く、複数障害を抱える会員における早期からの発見・改善支援が必須です。																																																																			
健聴者	1,344	66%																																																																	
肢体不自由	1,152	57%																																																																	
複数の複数障害にかかるわらヶ子	1,152	38%																																																																	
行動異常	56	9%																																																																	
その他	56	3%																																																																	

方で、成年者に二重発音のある小児では、握拳として両耳辺溝を基本的な学習行動の基礎構造がられ、また、正常発達の小児においても握拳を呈している場合が多くあります。そこで、耳介振動の完全手術子後の子の耳介・肺管では、これらのが聴覚検査による握拳を针对性で検査する必要があるのです。

指導教育方法や、教育施設の選択・進路の方針、勇退しをもった実現についての動向には、
改修後の早期から経過評議を行い、各委員会でのアセスメントによる障害状況の把握が必要になります。

(3) M . McLean, J. (2001). The national deaf-blind child count. 1988-2000

卷六

幼小児期における視覚発達二重障害教育について

先述したように、徳川の崩壊からその後見的統治をもつてついで、平野の開拓とその他の資源の開拓が状況によっては積極的に推進され、移住者たちが生産力を發揮して、彼らの生活やコミュニティによる経済の発展が健全な基礎になります。それは、徳川開拓から見ると、政治文化の変遷が最も大きいことによって、外洋世界の開拓団によく、あるいはそれに伴う移住者が開拓地を選択すれば、簡単に開拓権を付与して貰うことができます。つまり、開拓＝開拓＝生産＝資源の供給があるからこそ、開拓地を購入することに余裕があるのです。つまり、移住、就農、耕作、営農などの生産者たる徳川の外洋の開拓は、必ずしも生産者としての立場で開拓する者たちの開拓者であるのです。徳川の外洋の開拓は、必ずしも生産者としての立場で開拓する者たちの開拓者であるのです。

幼児の学習の実験は、家庭など団体との人的関係にありますので、遊びや生活様式を通じてコミュニケーションが生まれるより直接的な関わりを持っています。親密な人間関係ができるために、健常者と高齢者ではありますから、軽度健常であれば健覚と音声を用いて学習が非常に速くなります。認知機能では、視覚と聴覚などどちらの学習が容易であるかを練習し、可逆性を問題について検討します。

貴重な教科について、お詫びの意を込めてからじめの御参考に御用意いたしました。社会科の御参考、まさにその本義と最もしてのシナリオの御参考を希望して、掲げて下さる御参考書の御参考も重ねてお読みください。勿論、小学校の算術計算問題、数学年表、貴重な年表、貴重な書類、貴重な地図、佐賀県の歴史の貴重な地図等の御参考も重ねてあります。貴重な御参考はお仕事の大半となり、貴重な中央の地理サービス等の御参考となることが御参考になります。なぜ、根岸先生第二回御参考の御参考が個人的感想が大きく、通常参考と対照した教育が行える小児も半数近く含まれます。初歩的な算術、さらには荷物運搬における安全運送の実際性に注目が必要です。貴重な御参考が御参考、初期から最後まで貴重への移行や花巻御参考に入門した教育（算術の便利さ）を必要とします。

早朝鳥見と早朝介ノ
吉野山の小提木

徳生の先生が、萬葉詩歌に迷って困ったついでに、孔勃の筆から半身浴の入湯廣告です。早朝の沐浴の習慣と併せてつけてお風呂で乾燥し、孔勃を人内湯、御湯の薬用により、浴槽する洗浴で能力と免疫力に活用して、孔勃の湯の沐浴を充実させ、美音をベースに入浴・沐浴を行うことを多様にしています。また、半身浴により、正面で沐浴、背面についての二重構造の洗浴を実感することができます。そこで、直進・横進・弯浴、設置の各種浴槽の新旧の技術はお蔵入りのままになります。そこで、直進・横進・弯浴、設置の各種浴槽の新旧の技術はお蔵入りのままになります。

孔田は既に手帳に入れて、常に気付けて行動が違うことになります。しかし、既に既存顧客のある小売店とのコミュニケーションをよりくわしく、しっかりと営業などに活動していくことで、会社のことを多く知らないかもしれません。そこで販売の仕組みから販売技術の仕組みに移行して販売技術を学びます。また、既存が異なる場合、既存が既に見直しを実施して販売に居ることが多いと、既存の販売実績から、販売・技術改善・既存・既存の販売実績から販売など、他のサポートが一貫であります。また、既存が手帳の販売技術を理解し、手帳の販売に希望を抱き、子どもの成長のために協力を得られるよう、販売を中心のターゲットと構築します。既存の販売の技術や販売の技術もつなげて、既存担当に既存の販売も交え、他の長持ち化技術・販売・技術を学びます。

民主党二共同体では、民進党的幹部候補の擁立会、さらに併せ持つ幹部により、ニューケーションと青連支持の支持者と併せて候補の選定が多様になりますが、重要な点を

(1) 健康改善については、情報収集・人工合成を利用して会員と健常の利用を促進する。

(2) 先天性疾患の早期発見と早期治療：出生後初期に、特に步行・飛行・吸吮・排泄・握持反射などから生じる行動的異常を、医師の早期に認めます。対応には、頭部・頸部・腰椎・骨盤などの骨格的構造や筋肉の柔軟性を考慮します。歩行・飛行・吸吮・排泄・握持反射などの行動異常を認めたら、大人が

(3) 高音シングルの3冠時代コマニケーション曲の形態には、先行して発表した複数曲の並んでいた曲調が必ずあります。カラーベース曲よりも見えて実験的過程には複数曲入り、実験曲の歌詞から、それを複数化するオブジェクトキューで身振りイン、さらには手筋へと、順次的に高次のコミュニケーション法を示します。言ベース曲よりも見えて複数曲入りの曲調が必ずあります。

表3-2 二重障害の発症初期による分類		表3-3 発生する障害による分類			
障害		1歳未満	小児期以降	障害	発現時期
先天性障害		視覚	聴覚	【発現期】 ・出生時～1歳 ・発達・行動に異常 が見られる	1歳未満
後天性障害		視覚	聴覚	・発達・行動に異常 が見られる	1歳未満
先天性障害		聴覚	聴覚	・発達・行動に異常 が見られる	1歳未満
後天性障害		聴覚	聴覚	・発達・行動に異常 が見られる	1歳未満
表3-4 行走する障害による分類		表3-5 他の発達障害の発現時期による分類			
障害		1歳未満	2歳未満	障害	発現時期
各ベース		視覚	視覚	【発現期】 ・出生時～1歳 ・発達・行動に異常 が見られる	1歳未満
もう1歩		聴覚	聴覚	・発達・行動に異常 が見られる	1歳未満
もう1歩～		視覚	視覚	・発達・行動に異常 が見られる	1歳未満

1000

ができない場合には、年長時期に点字筆記や指字などへ移行するよう指導を行います。

(4) 言語獲得によって、小児の思考・記憶・認知など高次の活動が形成されます。そこでコミュニケーション場面で体験や実物を題材に触察などで概念を形成し、サイン等と対応させて生活場面で絵本や实物等の習得を図ります。視覚障害教育等の特別支援教育で蓄積された教育手法を用いて、文・談話・書記言語等へ体系的に言語獲得を進めます。

初期コミュニケーション行動の支援の基本的姿勢

先天性の盲ろう児や全盲ろう児。他障害を重複する児の認知コミュニケーション発達の支援では、まず、大人と子どもが一体となって活動をする段階（*a co active stage*）から、大人が子供の横に並んで、活動を共にする段階（*the co operative stage*）、さらに、子供が一人で活動をする（*the reactive stage*）段階へ、徐々に独立を支援し、自立的な行動を育成し、活動の動機付けと幼児の育むする外界への興味と学習力を育成していくきます。以下にその基本的姿勢が指摘されています。

(1) できるだけ一緒にいる

盲ろう児は、視覚と触覚からの情報が乏しく暗黒の孤寂な世界に閉じ込められており、周囲の気配に気がせず、いつも突然、事態が生じています。そこで大人が介在し、窓口となって活動の変化や人物との交流について知らせ、外界を感じて知らせます。そして能動的に察知したり、探求する態度を育みます。保護者とともに様々な経験を体験し、周囲で起きていることの理解を促します。

(2) 人に感情があることを分からせ、相互の感情交流の姿勢を形成する

盲ろう児は、周囲の人の表情や音声へのアクセスが乏しく、他の人の感情を感受することが困難です。また、自身の感情も、他人と共にできないと標準になり消失してしまいます。積極的に子どもの感情を受け止め、大人自身の感情を伝えて、色々な感情がわき起こる豊かな体験を、子どもと共に育むことが大切です。

(3) コミュニケーションの基本的な情報を伝える

盲ろう児では事柄や事象が唐突に起きて不安な気持ちを抱えています。状況理解に必要な情報を探かりやすい方法を一貫して共有し、独自の状況把握の姿勢を形成します。

1) そばにきたことを伝える：腕を軽く叩く等の合図をします。

2) 誰であるかを伝える：固有名印や会話印をきて、会う都度必ずそれを使い知

らせます。

(例)「色が見える事例には、同じ色の服を着て見せたり、特徴的な持ち物や髪型、眼鏡、時計等」

3) 活動や移動場所を予告する：ジャスマッサーや関連する持ち物などを示して見通しを持たせます。

(例)「トイレに行こうと予告する際に、水着を脱げ、泳ぐ身振りに手と添えておせる等」

4) 遊びを止めに帰れることを予め伝え、離れる様子を確認できずに放置されないように、伝えます。

5) 子どもに何かを指示したり、離れるときに、その「理由」も伝える：物事や事象の因果関係の理解が進み、猪俣して行動の切り替えを行います。

(例)「上着を着て、服を子どもに脱がせただけなく、「寒いから（体を暖むわ）」あるいは、「私も着てから（風を暖むせる）」この上着を着よう」と伝える。子どものそれを見れた時に、買い物袋を持っていたところを離らせる。帰ってきたら、買い物袋が食べ物で一杯になっているところを離らせる。」

6) 活動の始まりと終りを伝える：円錐な会話やジャスマッサーを決めて行動の切り替えを猪俣させます。

(参照)中澤憲江：盲ろう教育における教員の専門性向上のための研究報告書、2009、一部改変

コミュニケーション法の移行支援

視覚障害二重障害児の成長過程で、一方の障害が進行・発症する場合、使用していたコミュニケーション法から、利用可能な方法への移行が重要であり、障害状況の経過を予測した円滑な指導計画と対応が必要です。手話を使っていた視覚障害児であれば、失明後には純手話（手話に難れて読み取る）に移行します。音声言語や話話を使っていた場合には、失明した後には、コミュニケーション法に手のひらに文字を書いたり（手書き文字）、指点字、点字タイプでの筆談に移行する指導が必要になります。日本手話で会話をしている場合には、指点字や手書き文字のような仮名の書類対応情報の使用は難しいので、触手話が基本となります。

視覚障害児が重度難聴が生じた後には、人工内耳導込術や補聴器によって聴覚を活用し、中等度～高度難聴が生じた後には、補聴器によって残存する聴覚を活用し、コミュニケーションの回復を支援します。書記言語（読み書き）については、点字、墨字、拡大文字など残存する視覚障害状況により選択されますが、パソコンのOCRや音声読み上げ機能、

12

13

点字筆記（プリスクなどのタイプライターや点字ディスプレイ）などのICTも使用されています。

地域生活の支援

視覚障害二重障害児の成長過程での生活上のニーズは、発症時期、障害の程度や組み合わせが異なるので状況も多様ですが、屋内外での地域生活や、周囲の状況把握のための移動支援や社会的資源の利用など、発症後直ちに、そして長期的な展望でリハビリテーション計画が必要になります。

視覚障害児で、視覚障害を併発した場合には、それまで聴覚の代替として使用していた手話や手話等に支援を来たし、直ちにコミュニケーションに困難を生じます。視覚による情報入手の制限は日常生活や学校・職業・社会生活を経る上で、移動・状況理解と場面への参加、また精神保健上も極めて深刻な事態を招くことになります。視覚障害に、視覚障害を併発した場合には、視覚の代替として用いられていた聽覚情報に支障を来たし、同様な状況になります。

視覚障害二重障害児では、生活の遂行の障害は言うまでもなく、外界からの隔離、地域での孤立、自己喪失、疾病発症、精神保健についても遅延的な状況を招くことになります。小児であれば、自己の確立など人格形成に及ぼす影響は大きく、間接障害による早期発見と地域での支援連携の体制化が喫緊の課題といえます。

医療・療育の社会制度

小児斜頸症の視覚障害二重障害医療・療育に關係する制度として、小児慢性特定疾患医療費助成制度と指定難病医療費助成制度が上位であります。平成27年度の法改正に伴い対象疾患が増え、支援体制の充実が図られています。

小児慢性特定疾患医療費助成制度は、18歳未満の児童を対象とし、1) 便性に経過する疾患であること、2) 生命を長期に脅かす疾患であること、3) 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であること、4) 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であること、以上4つの要件を満たす患者に対して、医療の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の自己負担分を扶助するものです。現在14疾患群722疾患有が対象となっています。

指定難病医療費給付制度は、重症度分類等に照らして病状の程度が一定程度以上の指定難病の患者に対して医療費助成を行う制度です。指定難病とは、1) 発病の発現が明らかでない、2) 治療方法が確立していない、3) 希少な疾患であって、4) 長期の療養を必要とするものの、どうつかの難病の条件に加えてさらに、5) 患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しないこと、6) 審観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が成立していること、という6条件になります。現在330疾患有が指定されていますが、医療費助成の対象になるのは、各疾患の重症度分類で、日常生活・社会生活に支障があると医学的に判断される重症度とされています。

小児期の難病は主として小児慢性特定疾患制度下で、成人期の難病は主として指定難病の制度下で支給が行われます。小児期から成人期への切れ目のないトランジションが望まれます。

医療・療育に關係する施設、組織、団体と連絡先

小児慢性特定疾患医療費助成制度

小児慢性特定疾患情報センターのウェブサイトに情報が記載されている。

<http://www.shouman.or.jp/>

申請その他の相談は、全国の自治体（保健所や保健センターなど）が窓口になっている。

指定難病医療費給付制度

難病情報センターのウェブサイトに情報が記載されている。

<http://www.nambyou.or.jp/>

申請その他の相談は、全国の自治体（保健所や保健センターなど）が窓口になっている。

14

15

福祉・生活支援

福祉との連携

視覚障害二重障害者が生ずることで、その本人は以下の3つの困難や制約を複合して経験すると言われています。

- 1) コミュニケーション：身近な他者とのコミュニケーション、及びマスメディアを含めたあらゆる言語的情報の入手
- 2) 情報入手：他者とのコミュニケーションや外部環境（周囲の状況）の把握にともなう言語以外の視覚的・聴覚的情報の入手
- 3) 移動：戸外での歩行や公共交通機関を用いての移動

これらの視覚障害二重障害者は経験する困難を解消し、自立と社会参加を実現するために、視覚・聴覚の残存機能の活用や代替手段の獲得のための「生活訓練」や「補助具・支援機器」、盲ろう者の向け通訳・介助員派遣や同行援護等の「人的支援サービス」といった福祉に関する社会資源の活用が求められます。

視覚障害二重障害者が生じることにより、単独ではこれらの社会資源についての情報が得られず、またサービスの利用までの手続などにも困難があり、結果として、「介食住のみの実現」を本筋がない。本人は常に「同じだったままの生活を送る」といったケースも少なくありません。そのため、医療と福祉との連携は、本人のその後の生活を支えるうえで重要な支援になると見えます。

日常生活を支える福祉サービスや生活支援

（1）自立訓練

視覚・聴覚の残存機能の活用や代替手段の獲得のためのリハビリテーションとして、盲ろう者や視覚障害者の支援機関等により、各種の訓練が実施されています。

1) コミュニケーション訓練

点字の読み書き、触手話・指点字等のコミュニケーション方法等を学びます。

2) 丁寧訓練

拡大読書器やパソコンによる情報入手の方法を学びます。パソコンでは、文字を拡大する機能や、点字ディスプレイを利用したパソコンの使い方などを習得します。

3) 歩行訓練

自転車の操作方法、階段の上り下り、電車やバスの利用方法など、安全に安心して外出するるために、單純歩行の技術を学びます。

4) 身辺管理・家庭管理訓練

18

日々の生活を送るうえで必要な動作をスムーズにするための訓練です。「電子レンジや便利グッズを活用した調理」、「ルーペを活用した賞味期限などの確認」、「お札や硬貨の識別・仕分け」など、内容はさまざまです。

※事業所により、提供している訓練内容に違いがあります。

（2）補装具・日常生活用具

① 補装具

① 白杖

歩く先の安全を確かめる杖。路上の障害物を認識しやすくなるとともに、周囲の人間に気付いて道を開け、人通りの多い場所でも歩きやすくなります。

操作性に優れた折りたたみ式の白杖もあります。

② 眼鏡・ルーペ

まぶしの原因となる光だけをカットする遮光眼鏡や、ライト付きで見たいものを見やすく照らしながら見ることができるルーペなどがあります。

※ルーペが補装具として認められるかは市区町村によって異なります。

③ 補聴器

身につけることによって、失われた聴覚機能を補います。補聴器にはさまざまな機能・形状があり、購入にあたっては、耳鼻科医や言語聴覚士、認定補聴器店の補聴器技術者などに相談して決めるのがいいでしょう。

（3）日常生活用具

① 盲人用時計

振鈴と長針を揃って時刻を確認します。振鈴により時刻を知らせる時計もあります。

② 拡大読書器

読みにくい部分を拡大するとともに、色を反转させる機能もあります。据え置き型のほか、携帯できるタイプもあります。

③ 点字盤・点字タイプライター

点字を打つ際に使用する点字盤と、より効率的に点字を打つためのタイピングがあります。タイピングのうち、ブリストというドイツ製の速記用点字タイピングでは、点字の触感が可能な全盲ろう者のコミュニケーションにも用いられます。

④ 点字ディスプレイ

パソコンに接続し、テキストデータを点字で表示する機器です。文書の処理のほか、電子メールやWebサイトの閲覧などにも利用可能です。

⑤ 電話機修理

17

ガスや火を使わず、電力だけで作動するため、視覚の活用が難しくても安全に調理することが可能です。

④ 屋内信号装置

来客時のチャイム音、電話やファックスの着信音、乳幼児の泣き声、時計のアラームなどを、振動で知らせます。

（3）人の支援サービス

1) 話題関係サービス

① 盲ろう者への通訳・介助員派遣

視覚障害二重障害者を対象として、移動やコミュニケーション、情報入手のための支援を提供する通訳・介助員を派遣する制度です。通院や診察、役所での手読き、買物や余暇活動など、様々な場面に通訳・介助員が同行し、移動の介助をするとともに、コミュニケーション方法に合わせて通訳や聴覚的情報を提供します。自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）により利用できる時間数が異なります。年間100時間から1000時間程度までばらつきがありますが、全国平均は年間200時間程度です。

② 同行援護

視覚障害者と対象とした、移動や情報入手のための支援を提供する同行援護制度です。2018年4月より、盲ろう者に対するコミュニケーション支援もサービス内容に加えられ、盲ろう者も円滑に利用しやすくなります。年間100時間から1000時間程度までばらつきがありますが、月50時間ほどの利用が可能とされています。

③ ホームヘルプ（居宅介護・訪問介護）

自家での身体介護（入浴・排泄・移乗など）や生活復習（整理・掃除・洗濯など）、生活全般についての支援を提供します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援や放課後等デイサービスといった児童通所施設・事業所への通所が困難な重度の障害児に対し、自宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能機能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

2) 通所系サービス

① 生活介護

自宅、施設において、創作的活動や生涯活動の場を設けつつ、必要に応じて、入浴や排泄・食事などの介護を行います。

② 就労継続支援・就労移行支援

日中、障害の状況や本人の希望、疲労の可能性などに応じて、就労のために必要な訓練や求職活動についての支援、生涯活動などの機会を提供します。

③ 児童発達支援

就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。

④ 放課後等デイサービス

学齢期の障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進等を提供します。

福祉サービスの窓口

（1）市町村の障害者福祉課

自立訓練や補装具・日常生活用具の費用の給付、通訳・介助員派遣事業を除く個人的支援サービスは、市町村の障害者福祉課が窓口になります。これらのサービスの利用についての意向を相談した後、「相談支援事業所」で本人の意向やサービスの内容や時間数の計画を立てていくことになります。

（2）通訳・介助員派遣事業・派遣事業

翻訳系の人的支援サービスのうち、視覚障害二重障害者に最も活用されているのが「盲ろう者向け通訳・介助員派遣」です。この事業は都道府県の委託を受け、盲ろう者団体、職業障害者団体等が設置している「派遣事務所」が運営しています。「盲ろう者向け通訳・介助員派遣」の料金申込については、派遣事務所が窓口になります。

（3）地域盲ろう者団体

地域盲ろう者団体は現在、46都道府県に存在しています。その中には、通訳・介助員派遣事業や同行援護事業などを運営・実施とともに、盲ろう者に対する生活訓練や通所サービスを実施している団体もあります。また、多くは盲ろう者を対象とした交流会を開催しており、同じ障害を持つ「仲間」と出会う機会にもなっています。

18

19

視覚障害二重障害のある方が利用できる福祉サービス

(1) 身体障害者手帳

多くの障害福祉サービスは、障害者手帳を所持するかたを対象としています。身体障害者手帳を取得するには、身体障害者福祉法に定められた障害程度等級に該当する必要があります。診断する資格のある医師に診断を受け、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長から交付を受けます。身体障害者手帳の制度では、規定期間二重障害（盲ろう）という障害名はありません。視覚障害、聴覚障害それぞれについて診断を受けることになります。

(2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスには、個々の障害のある人々の障害程度や施設すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ個別に支給決定が行われる「介護給付」や「訓練等給付」と、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に対応できる「地域生活支援事業」があります。「地域生活支援事業」の中に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業も含まれています。このほか、心身の障害を除去・軽減するための医療費の自己負担額を軽減する「自立支援医療制度」や、補助具を購入・修理するときの費用の支給を受ける「補助具費交付制度」があります。サービスの対象者や内容は、自治体により異なることがあります。お住まいの市町村の障害福祉担当部署が、相談や申請の窓口となります。

参考

障害者総合支援法：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/mitsuite/bunya/hukushi/kaigo/shougaishahukushi/>

関連団体

(1) 全国団体

全国盲ろう者団体連絡協議会
TEL・FAX 03 5993 4396
<http://tarzans.sakura.ne.jp/jfdb/>

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ
TEL・FAX 042 230 5766
<http://fawa.eisai.area.com/>

(2) 各地の盲ろう者友の会（盲ろう当事者団体）

北海道地区
札幌盲ろう者福祉協会
TEL・FAX 011 611 2622

東北地区
岩手盲ろう者友の会
TEL・FAX 019 6781 6064
FAX 019 606 1747

秋田盲ろう者友の会
TEL・FAX 018 866 2656

福島盲ろう者友の会
TEL・FAX 024 522 5771
<http://fukukuro.websnode.jp/>

関東地区
茨城盲ろう者友の会
TEL・FAX 0297 52 2297

NPO法人群馬盲ろう者つの会
TEL・FAX 0276 60 3900
<http://gta.turu.org/>

埼玉盲ろう者友の会
TEL・FAX 048 833 4004
<http://www.norsanet.ne.jp/~sai/db/>

21

NPO法人千葉盲ろう者友の会
TEL・FAX 043 242 9258
<http://www015.upp.so.net.ne.jp/bi>

神奈川盲ろう者ゆりの会
TEL 0466 77 5804
http://kanasawa_db.yurimokai.com/

北陸・甲信越地区

新潟盲ろう者友の会
TEL 0254 24 8312 (今田)
FAX 025 383 6550 (佐伯)

石川盲ろう者友の会
TEL 076 232 5205
FAX 076 332 5206

山梨盲ろう者友の会
TEL 055 269 6694 FAX 055 269 6695
FAX 056 274 3477

東海地区

岐阜盲ろう者友の会
TEL・FAX 052 247 7321
http://www.norsanet.ne.jp/~gifu_db/

愛知盲ろう者友の会
TEL・FAX 052 228 6661
(開所日：月・木)

認定NPO法人東京都盲ろう者友の会
TEL・FAX 03 3884 7004
http://www.tokyo_db.or.jp/

富山盲ろう者友の会
TEL 076 441 7331 FAX 076 441 7305

<http://www.toyamadb.com/>

福井盲ろう者友の会
TEL 0778 62 1234 FAX 0778 62 0890

長野県盲ろう者友の会
TEL 0263 36 0365 FAX 0263 39 1540

静岡盲ろう者友の会
TEL・FAX 054 345 0296
http://homepage3.nifty.com/sizumono_r/

三重盲ろう者きらりの会
TEL 059 223 3302 FAX 059 223 3301

関西地区

NPO法人しづくろ者友の会
TEL 0748 31 2522 FAX 0748 31 2523

NPO法人大阪盲ろう者友の会
TEL 06 6585 3031 FAX 06 6585 3035
(10時～15時、休所日：土・日・祝日)
<http://eosakadb.la.coocan.jp>

奈良盲ろう者友の会「やまと之輪」
TEL 0743 73 0629

NPO法人和歌山盲ろう者友の会
TEL・FAX 073 498 7756
<http://jimotoriyoku.jp/korosya/>

中国地区
鳥取盲ろう者友の会
TEL・FAX 0859 35 0119
https://tottori_db.com/

岡山盲ろう者友の会
TEL・FAX 086 227 5004
(月・水・金の午前)

山口盲ろう者友の会
TEL・FAX 083 924 6397
http://ww5.tiki.ne.jp/~rabbit_tk/

四国地区
徳島盲ろう者友の会
TEL 088 635 5093 FAX 088 635 5096

NPO法人えひめ盲ろう者友の会
TEL 090 7780 8404
FAX 089 926 0282
http://tarzans.sakura.ne.jp/tomoni_kai/

香川盲ろう者友の会
TEL・FAX 0877 28 5480

高知県盲ろう者友の会
TEL 088 884 3794 (須崎)
FAX 088 803 4057 (須崎)
<https://kochikendb.jindoo.com/>

22

九州地区
福岡盲ろう者の会
TEL 092 327 4533

佐賀盲ろう者の会
TEL - FAX 0952 22 1510

長崎盲ろう者の会 “あかり”
TEL 095 847 2681 FAX 095 847 2572

熊本盲ろう者の会
TEL - FAX 096 387 4944

大分盲ろう者の会
TEL 097 568 8793

宮崎県盲ろう者の会
TEL 090 2505 5547

FAX 095 20 0655

NPO法人鹿児島県盲ろう者の会 いぶき
TEL - FAX 099 203 0258

沖縄地区
沖縄盲ろう者の会
TEL 090 2505 5547 (宮里)
FAX 098 993 7622 (幸訪局)

(3) 各地の関連施設
NPO法人聴覚二重障害者福祉センター すまいる (主な活動：作業所、各種相談等)
TEL 06 6776 2000 FAX 06 6776 2012
<http://db.smile.jp/>

石島ろう重複障害者 アイアブ作業所 (主な活動：作業所)
TEL 082 249 0336 FAX 082 236 1144
<http://hirauchonifuku.jp/work/>

生活介護事業所 手と手とハウス
TEL 06 6585 3031 FAX 06 6585 3035

地域活動支援センター やまとも
TEL 088 635 5093 FAX 088 635 5096

地域活動支援センター 夢ふうせん

24

TEL - FAX 078 341 8624
<http://hyogo-db.com/index.html>

地域作業所 わくわくわーく
TEL - FAX 045 313 1134
<http://homepage3.nifty.com/wakuwakuwa.ku/>

認定NPO 法人東京都盲ろう者支援センター (主な活動：相談、訓練等)
TEL 03 3864 7003 FAX 03 3864 7004
<http://www.tokyo-db.or.jp/>

鳥取県盲ろう者支援センター (主な活動：相談等)
TEL 089 30 0890 FAX 089 21 1537
<https://tottori-db.com>

社会福祉法人光道園 (主な活動：入所、作業所等)
TEL 0778 62 1234 (代) FAX 0778 62 0890
<https://www.kododen.or.jp/aboutus/message>

25

教育機関との連携

視覚障害二重障害児の医療では、教育との連携が極めて重要です。このため現在の国内の視覚障害二重障害児教育の状況を以下に概説します。

1. 教学前の乳幼児からの教育相談・支援を行っている機関

視覚障害を対象とする視覚特別支援学校(音学校)、聴覚障害を対象とする聴覚特別支援学校(聴学校)の多くに、3・4・5歳児を対象とする幼稚部が設置されています。そして、3歳前の乳幼児からの相談支援も行っています。また、2012年4月に児童福祉法が改正され、どのような障害があっても、子どもたちが住み慣れた地域で暮らされることを支援するために、児童福祉法による「児童発達支援事業」に一元化されサービスを幅広く利用することができるようになりました。児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2つがあり、今までの子どもの家族の支援を行っています。具体的には、以下の機関で就学前からの教育相談・支援を行っています。

全国の視覚特別支援学校
全国の聴覚特別支援学校
保健所
児童発達支援センター
児童発達事業所

2. 認定先機関

盲ろうの子どもたちのほとんどは、特別支援学校に就学しています。まれに、通育の小・中学校に設置された特別支援教室に在籍しているケースもありますが、弱視軽度や全盲に視力や聴力が落ちたケースなどがあります。特別支援学校は、全国に1,100校程あります。学校教育法施行令第2条の3で、特別支援学校の対象とする障害の程度を以下の通り、規定しています。

視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のものは視力以外の視能障害が高度のものから、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上もののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができない程度のもの

知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を富むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前者に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が捕装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、専門的医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 併存の呼吸器疾患、腎臓疾患及び骨格疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

これらの特別支援学校には、重複障害についての規定はなく、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者を対象とする各特別支援学校に、視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろうの児童児生徒は在籍しています。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に関する研究活動や研修事業、情報収集・発信及び連携啓発を推進しています。視覚障害二重障害者(盲ろう)に関する研修事業や情報提供等も行っています。

全国特別支援学校長会

<http://www.genjotoku.jp/index.html>
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
<http://ncmci.go.jp/>
電話 : 046-839-6844

3. 特別支援学校に在籍している幼児児童生徒の実態

平成 29 年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、全国の特別支援学校 1,025 校(分校、分教室については、本校で集約を依頼)全校像に、盲ろう児童児生徒の実態調査を実施し、828校から回答を得ました(回収率 80.8%)。なお、調査の対象となる幼児児童生徒の視覚障害及び聴覚障害の状態については、特別支援学校の対象となる「学校教育法施行令 22 条の 3」を基準とし、視覚障害及び聴覚障害の他に、知的障害、肢体不自由、病弱など他の障害を併せ有する幼児児童生徒も対象としました。以下は、調査結果の概要です。

- (1) 盲ろう児童児生徒の在籍状況について
①在籍している特別支援学校

26

在籍している： 166 校
在籍していない： 662 校

②在籍している特別支援学校の対象とする障害種と在籍者数 ※（）内は在籍児童生徒数

視覚障害：	28 校 (54人)
聴覚障害：	20 校 (33人)
知的障害：	27 校 (39人)
肢体不自由：	26 校 (64人)
病弱：	5 校 (11人)
視覚障害・知的障害：	1 校 (1人)
視覚障害・病弱：	1 校 (1人)
聴覚障害・知的障害：	3 校 (8人)
知的障害・肢体不自由：	26 校 (56人)
知的障害・病弱：	2 校 (3人)
肢体不自由・病弱：	4 校 (6人)
聴覚障害・知的障害・肢体不自由：	1 校 (1人)
知的障害・肢体不自由・病弱：	3 校 (3人)
視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱：	4 校 (8人)
視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱：	10 校 (28人)
無回答：	5 校 (9人)

(2) 在籍する盲ろう児童生徒について

①盲ろう児童生徒在籍者数

合計 315 人 (男： 170 人、 女： 143 人、 無回答： 3 人)

②在籍児童生徒の内訳

幼者部：	7 人
小学校：	141 人
中学校：	78 人
高等部：	46 人
高等学校専攻科：	10 人
教育相談部：	31 人 (幼児： 24 人、 小学生： 6 人、 中学生： 0 人、 高校生： 2 人)

(3) 聴覚障害について

①聴覚障害の状態について

測定能力及び日常の見え方の様子から、全員、弱視の判断をした。

全員：

弱視：

28

不明・測定不能： 34 人

無回答： 9 人

なお、日常の見え方の様子については、以下の定義とした。

全盲： 光も感じない
明るい光は見える
弱視： 目の前に手を動かせばわかる
目の前の指の本数が教えてられる
大きな文字を読める
小さな文字を読める

②聴覚障害の原因

未熟児：

CHARGE 症候群：

中胚胎障害者 (皮質盲等)：

ダクツー症候群：

アッシャー症候群：

サイトメガロウイルス感染症：

先天性感音神経疾患：

事歴：

細胞免疫：

その他：

(網膜色素変性症、線内障、自傷、小眼疾、脳性マヒ、コケイン症候群、先天性疾患 等)

不明：

③普段使用している補装具等 (複数回答可)

眼鏡：

遮光眼鏡：

單眼鏡：

拡大レンズ：

拡大鏡器：

その他：

なし：

(4) 聴覚障害について

①聴覚障害の状態について

測定能力及び日常の見え方の様子から、ろう、難聴の判断をした。

ろう：

難聴：

29

難聴：

不明・測定不能：

無回答：

なお、日常の見え方の様子については、以下の定義とした。

ろう： 話し声を全く聞き取れない
難聴： 耳元で大声なら聞き取れる
少し離れても大声なら聞き取れる
少し離れても普通の話し声を聞き取れる

②聴覚障害の原因

CHARGE 症候群：

未熟児：

サイトメガロウイルス感染症：

ダクツー症候群：

中胚胎障害者：

先天性感音神経疾患：

アッシャー症候群：

事歴：

その他：

(網膜色素変性症、コケイン症候群、コルネリア・デ・ラング症候群、ティサックス病 等)

不明：

③普段使用している補装具等 (複数回答可)

補聴器：

人工耳：

FNT補聴システム：

その他： 7 人 (デジタル補聴援助システム 等)

なし：

(5) 盲ろうのタイプ (見え方と聞こえ方の組合せ)

全盲ろう：

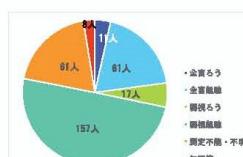
全盲聴：

弱聴ろう：

弱聴聴：

測定不能・不明：

無回答：



30

(6) 視覚と聴覚以外の障害の有無

視覚と聴覚以外の障害はない： 44 人 (14.0%)

視覚と聴覚以外の障害がある： 271 人 (86.0%)

(内訳)

知的障害・肢体不自由：	117 人
知的障害：	56 人
知的障害・肢体不自由・病弱：	40 人
肢体不自由：	32 人
知的障害・肢体不自由・その他：	6 人
知的障害・その他：	5 人
知的障害・肢体不自由・病弱・その他：	2 人
知的障害・病弱：	2 人
肢体不自由・病弱：	1 人
病弱：	1 人
肢体不自由・その他：	1 人
その他：	8 人

*「その他」については、呼吸器機能障害、発達障害等の記載

(7) 医療的ケアについて

①医療的ケアの必要性について

医療的ケアが必要である：

医療的ケアは必要ない：

無回答：

8 人

②医療的ケアの種類 (複数回答)

経管栄養：

口腔・鼻腔内導引：

気管切開部の管理：

人工呼吸器：

酸素療法：

導尿：

その他：

43 人

詳細については、以下からご覧ください。

<http://www.nisse.go.jp/news/2018/0726>

31

患者会(小児)

患者会とは、どのような会なのでしょうか。文字通りに受けとめれば、「患者」の「会」となります。同じ病気や障害を持った患者さんや、そうした体験を持っていた方がが自主的に集まっている会、とも整理できると思います。ではなぜ、集まって活動しているのでしょうか。同じ病気を経験した当事者だからこそ分かり合える悩みや想い、不安を共有しながら、役立つ情報交換などたりすること、病気や障害とともに暮らしやすくなる。そういうメリットがあります。一方で、同じ疾患名だからこそ、自分の症状を他者と比べてしまって気持ちが悪くなる、そうした声も聞くことがあります。自主的な集まりだからこそ、活動の仕方、開拓の方なども会によってさまざまです。患者さんご自身が、無理のない形で参加されるのが一番だと思います。また、今の時代、医師から示された診断名や患者さん自身が自分にあてはまる症状をキーとして、インターネットで検索すると、多くの情報が目の前に広がります。その中には、患者会や患者さんを支える活動の模様、患者さん自身の体験談や治療法など、さまざまな情報がありますが、それが自分にとって本当に利用すべき情報なのかどうか、その真偽を見抜くことは困難です。そうした時、患者会は当事者として活動を重ねてきた経験から、貯蓄することができます。詳細は、以下のwebsiteをご覧ください。

患者会に關する社会制度と窓口

病気や障害とともに暮らす人々にとって、社会の中に支えられる組織がどのようにあるのかは重要なことです。今は、病気や障害の有無にかかわらず、国民誰もがお互いに人情と個性を尊重し、支え合って共にする社会を目指しています。内閣府が全国全体の政策の方向性を定め、厚生労働省が難病対策、障害者福祉、文部科学省が教育扶助、など、それぞれの役所が役割を分担しながら、取り組んでいます。患者会の活動も、国や都道府県などの自治体の取り組みに対して、意見を言ったり、ヒアリングを受けたりなどの方法で、患者・患者を支えている方々の問題意識を反映させています。詳細は、以下のwebsiteをご覧ください。

内閣府 共生社会政策 障害者施策
<http://www.cso.go.jp/shouga/>

新しい難病対策が進み、難病に指定される病気が大きく広がるとともに、こどもを対象にした小児慢性難病も拡大し、医療費の助成や支援する組織が変わってきました。毎年、指定が見直されるため、その変化をフォローし続けることも大変です。患者会は、日々制度を利用する立場から、その使い勝手や改善点、足りない部分などを拾い出し、よりよい制度となるように働きかけることができます。それぞれの制度の詳細は、以下のwebsiteをご覧ください。

32

難病情報センター

<http://www.nanbyou.or.jp/>

小児慢性特定疾病情報センター
<http://www.shouman.jp/>

患者会および関係する施設、組織、団体と連携先

患者会は、それぞれの病気や障害などによって、数多く作られていますが、非常にまれな病気の場合は、そうした会がないことも珍しくありません。そこで、患者同士が交流したり、仲間探しをするための活動を支えたり、共通して抱える課題を見つけ、その解決のために社会へ働きかけている組織があります。それぞれの詳細は、以下の一覧をご覧ください。

難病のことを支える全国ネットワーク

病気や障害の専門事業、患者や親の交流活動などに取り組まれている全国組織です。

ホームページ: <http://www.nanbyonet.or.jp/>

病気や障害のある子の家族を対象とした相談活動

TEL: 03 5840 5971 月～金（祝祭日を除く）11時～15時

*通常カウンセリング料（先づ異常） 特別相談日

毎月第3金曜日 14：00～17：00

認定専門カウンセラーによる遠隔相談

TEL: 080 8496 9488

毎月第1水曜日 11：00～15：00

日本難病・疾病団体協議会

疾患や地域でそれぞれ活動している団体を中心に、全国組織で集まった団体です。国の難病对策への政策提言など、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けた活動に力を入れています。

ホームページ: <http://www.nanbyo.jp/index.html>

住所 〒170 0002 東京都豊島区東郷1112 東郷陽光ハイツ 604号

連絡先 TEL 03 6902 2083 FAX 03 6902 2084 Mail: jpa@is2.itkeeper.ne.jp

*通常業務時間は土日・祝日を除き9:30～17:30

全国盲ろう者協会

視覚や聴覚の両方にならぬかの障害を抱えた方々を、身体障害の等級にかかわらず「盲ろう者」として支援する、全国唯一の社会福祉法人です。

ホームページ <http://www.jdba.or.jp/>

住所 〒162 0042 東京都新宿区早稲田町67 番地 草鶴田クローバーピレ3階

33

患者会(全体)

1) 盲ろう者友の会について

1) 盲ろう者友の会の成立立ち

「盲ろう者友の会」という組織がどのようにして成立してきたかについて簡単に記述します。1981年 11月、「福島智吾とともに歩む会」(後に「東京盲ろう者友の会」となる)が東京で設立されました。1984年 10月、「障害者の学習を支える会(門川君とともに歩む会)」(後に「大阪盲ろう者友の会」となる)が大阪で設立されました。1991年、東京盲ろう者友の会が設立され、続いて大阪盲ろう者友の会も設立されました。その後、盲ろう者支援活動は全国的であります。全国盲ろう者協会の会が次々と誕生しました。現在、全ての都道府県に盲ろう者友の会(類する支援組織を含む)が存在し、地域に根ざした活動を行っています。

2) 盲ろう者友の会の構成メンバー

一般的に、多くの障害者団体では、当事者組織と支援者組織は別々に存在して活動します。例えば、視覚障害者協会と点字サークル、聴覚障害者協会と手話サークルと言ったようですが、これに対し、盲ろう者友の会では、盲ろう当事者と支援者が共に次の会に所属して活動しているという特徴があります。その理由として、盲ろうという障害が重度であるため、盲ろう当事者だけで会を構成し運営することが甚だ困難であるということが挙げられます。また、盲ろう当事者同士であっても、お互のコミュニケーション方法が違えば、直接コミュニケーションを取ることが難しく、支援者による通訳が必要であるということも理由の一つです。このように会員に所属して活動する支援者は、次の会の運営に関わったり、盲ろう者同士の意味疎通の支援を行ったりすることで、友の会の活動を支援しています。

3) 全国盲ろう者団体連絡協議会について

2006年、全国各地の次の会の連合会として、「全国盲ろう者団体連絡協議会(以下「連絡協議会」とする。)」が設立されました。連絡協議会は盲ろう当事者の全国組織という位置づけです。表1に示すように、盲ろう当事者の全国組織は、視覚障害者や聴覚障害者その流れ半世紀以上も遡れて誕生したと言えます。

34

35

